平成２９年（フ）第３５３号
東京都国立市北３丁目23番の18エステートピアアピカル国立22
債務者　河野　桂子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３６５号
東京都武蔵村山市岸２丁目13番地の１ハーモニーコート102号
債務者　岩井　健太
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３６６号
東京都武蔵村山市岸２丁目13番地の１ハーモニーコート102号
債務者　岩井　佳奈
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
愛媛県八幡浜市穴井３番耕地692番地乙
債務者　中川　泰子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後３時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第３３１２号
東京都文京区向丘１丁目20―８―901
債務者　谷口由紀子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３４４号
東京都練馬区大泉町３丁目６－６
債務者　小川　文代
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８５号
横浜市戸塚区名瀬町671番地１　ベレオＫＭ305号
債務者　影山　耕司
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６４号
東京都八王子市散田町３丁目９番８号散東マンション402号
債務者　長田ゆかり
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５１号
東京都小金井市桜町２丁目１番22―606号ブリリア小金井桜町
債務者　津田　慎平
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３９４号
東京都青梅市野上町３丁目21番地の５クレセントマンション霞210号室
債務者　元木　敏昭
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４１０号
東京都府中市八幡町３丁目３番地の８ニューオリエント府中205
債務者　渡邉　弥生
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４１１号
東京都日野市日野本町３丁目２番地の６グリーンハイム戸高101
債務者　澁谷　一栄
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４０号
神奈川県大和市福田３丁目11番地８　ＴＯＰＭＡＮＳＩＯＮ桜ケ丘３―404号
債務者　山岸　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１８号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目21番24号ベルメゾンさがみ野303
債務者　渡辺　修一
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０１号
横浜市南区永田みなみ台２番１―1213号
債務者　古知屋勇輝
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部